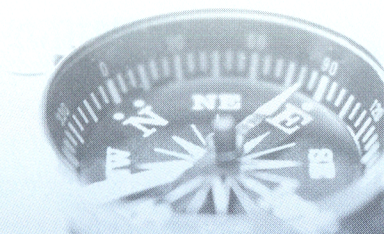


「父母子手帳」へ



白井正夫 ジャーナリスト

久しぶりにひな人形を飾ってみようとなった。三十数年前、長女の誕生で買ったコンパクトなものだ。ガラスケースに収まってひとそろいの人形が並ぶ。ところが、これが見当たらない。家探しするはめになり、結局あきらめた。この前、リフォームした時に大量の不用品とともに誤って捨てたのだろう。でも、探しついでに思いがけないものに出会った。古びた2冊の「母子健康手帳」である。

飾り気もない小さな手帳。色あせた茶色の表紙をめくった。細かい文字や数字の中から、思い出がよみがえってくる。母子手帳とは不思議な存在だ。子どもたちの成長の記録のはずなのに、遠い昔をたぐる糸でもある。

父性の担い薄い 出産・育児を象徴

正式名称の母子健康手帳というより「母子手帳」と呼んだほうがなじみ深い。その母子手帳が4月から地域によって大きく変わった。戦後、粉ミルクの配給手帳として使われた手帳は、その時々の保健衛生事情や社会情勢にあわせて少しずつ変わってきた。今回大

きく変わったのは、一言で表現すれば「母子手帳」から「父母子手帳」へである。

ここにもう2冊の母子手帳がある。私事だが、長女の2人の子のものだ。96年山形県米沢市発行と、98年横浜市発行。2年の時差と2つの自治体で、手帳はいろいろな点で少しずつ違う。

まず大きさとページ数。横浜版は一回り大きく76頁、米沢版は72頁。表紙のデザインも横浜版はイラストが豊富で楽しく、表紙の氏名欄も「お母さんの名前」「お子さんの名前」。米沢版は「母の氏名」「子の氏名」とお役所風だ。それなのに表紙をめくると、米沢版には赤ちゃんの写真を張る台紙があったりする。

大きい分、横浜版はイラストを多用し、文字も大きく読みやすい。「妊娠中の日常生活」は一字一句同じ記述だが、横浜版にある「妊娠中のお母さんは楽しい気持ちで過ごしましょう。赤ちゃんにも良い影響があります」が、米沢版にはない。「たばこ酒」の項目では、米沢版は項目だけなのに、横浜版はスペースをとって妊婦の喫煙害から受動喫煙害まで説明し

ている。

若い女性の「酒・たばこ」嗜好も都会と地方では異なるから、記述に違いがあってもいいだろう。しかし、2つの母子手帳は基本的には同じ内容で、地域事情はほとんど感じられない。

母性と乳幼児の健康を守り増進を図るために母子保健法がある。専門職には釈迦に説法だろうが、一般の市民には法律はなじみが薄い。母子手帳はこの法に基づいて市町村が作成し、妊産婦に交付されている。

自治体作成といっても、仕様は厚生労働省令で定められている。各種記録など必要記載事項の全国統一様式部分と、後半の市町村が独自判断で記載できる「すこやかな妊娠と出産のために」など任意記載事項の2部構成である。

「任意に」といわれても、足かせがある。母子手帳の交付は地方分権の推進が決まる1997年までは国、都道府県が主体になってきた。分権で市町村の仕事になったが、「仕様は厚労省令」「作成の留意点は省児童家庭局長通知」によるとされ、統一性が重視されてきた事情がある。

改革並みの新し手帳 行政の押しと遠慮

厚労省が「母子手帳改革」に踏み切ったのは、少子社会を背景にした子育て支援の展開にある。昨年秋の「改正検討会」報告をもとにした改正点は16項目。

- 地域実情に応じた独自色を出せるようサイズ指定を解除する。
- 離乳は自然にが望ましく、「断乳」という言葉を使わない。
- 発育曲線グラフは正常値と周辺の区分けをやめ、1つの幅で示

す。

- 父親の育児参加を促進するため妊娠中の夫の協力、父親の育児参加の記述を充実させる。
- 妊産婦や夫の禁煙、妊産婦の飲酒について記載を充実させる。

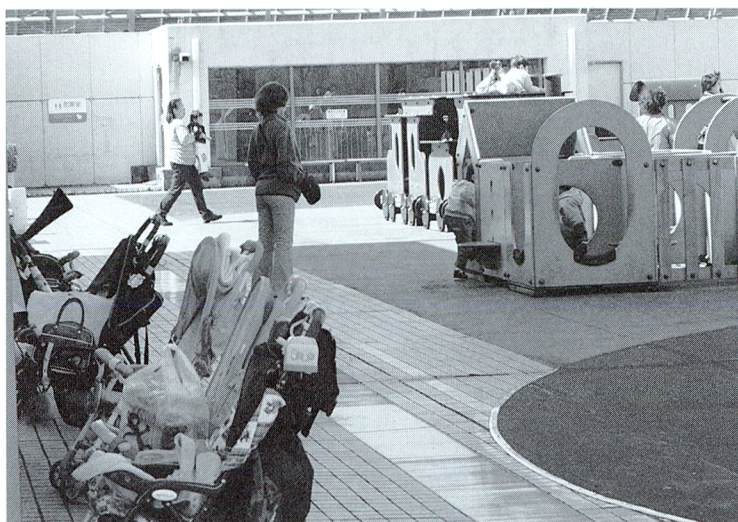
以上が主な改正点だが、いろいろな読み方ができる。私は「行政が一步踏み込み、一方で身を引いた」視点でみた。

新しい母子手帳は表紙が変わった。これまでは「母と子の氏名」欄だけで父名の記入欄はなかった。母子手帳と名付けるだけあって母性だけを強調して、父の名を不要としてきた不思議である。それが「保護者の氏名」として父名も記入できるようになった。

朝日新聞「天声人語」(02年3月15日付)がこんなことを書いている。新手帳の育児の心得で、「お母さん」という単語の登場回数が7回から13回に増え、「お父さん」は2回から12回と6倍増した、というのである。

父名欄新設や6倍増は父権回復というより、「育児は父母の共同作業」という明確な位置づけである。それは育児休暇の取り扱いにも表れている。

現行手帳は育児休暇について育児・介護休業法(育休法)の関係条文だけが並んでいた。これをお題目に終わらせないよう「育児休業取得記録欄」を新しく設けている。父と母両方の取得記録が記入できる。92年制定の育休法は今年春、育児分野が大幅改正された。急病やけがをした就学前児童の看護のための看護休暇を父母に認め、また一定時間の残業免除申請制度を父親にも認めた。こうした社会合意を母子手帳でも保障し、推進する姿勢を打ち出した。



少子社会にふれあい求め、デパート屋上の遊び場にベビーカーが並ぶ(横浜市内で)

離乳時期にも不安 母親の孤立防ごう

行政が「身を引いた」部分は離乳・断乳や発育曲線の問題にみられる。

離乳や母乳をやめる断乳は、それぞれの母子に応じた「自然な乳離れ」が望ましいとされている。ところが母子手帳の「1歳健康診査」欄に離乳と断乳の「完了・未完了」チェック項目があり、1歳という線引きが母親への圧力となり、育児に対する無用の不安感を与えていた。旧厚生省母子保健課長通知(95年)「離乳の基本」でも、「離乳は遅くとも18か月ころ」とある。このため新手帳は「断乳」を削除、離乳の進行具合を確かめるにとどめた。

本来、離乳時期を「行政指導」すること自体がおかしな話だ。また数値の提示が逆効果をもたらすなら余計なお世話になる。

発育の目安にと男女別の乳児、幼児の発育モデルが母子手帳にある。全国乳幼児身体発育調査が10年ごとに行われ、現行手帳は91年調査結果をもとにグラフ化

され、そこに赤ちゃんの数値を重ねる仕組みだ。グラフは80%の子が入る帯と前後7%の帯が色分けされている。帯外が赤信号、7%帯が黄信号ではないが、こうした区分けが目安というより絶対視される恐れはある。新手帳は1つの幅で示すことにした。

わが国の少子化はますます進んでいる。国立社会保障・人口問題研究所が1月に発表した将来人口推計では、2050年の出生率は1.39とされ、5年前推計の1.61を大幅に下方修正した。00年実績で年間出生数120万人は、50年には67万人と半分近くに落ち込む計算だ。

寒々とした社会が目の前に迫っている。女性の晩婚化や未婚率の上昇、子を望まない夫婦の増加を嘆いても仕方がない。せめて子育て中の母親を孤立させないためにも、「母子手帳」ぐらいいは出産・育児の本質に触れる温かい存在でありたい。

白井正夫(しらい まさお)
元朝日新聞編集委員